交通政策審議会海事分科会船員部会海上旅客運送業最低賃金専門部会

【瀬田労働環境対策室長】 それでは、皆様おそろいになりましたので、ただいまから 交通政策審議会海事分科会船員部会海上旅客運送業最低賃金専門部会を開催させていただ きます。

事務局を務めさせていただきます、海事局船員政策課の瀬田でございます。よろしくお願いいたします。部会長が選任されるまでの間、議事を進めさせていただきます。

初めに、本専門部会の設置経緯につきましてご報告いたします。

本専門部会は、本年7月8日付諮問第331号「船員に関する特定最低賃金(全国内航 鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金)の改正について」により、海上旅客運 送業最低賃金の改正に関する諮問を受けて、当該事項の調査・審議を行うために設置され ました。

これに伴い、船員部会運営規則第12条第5項の規定に基づき、船員部会長より本専門部会の委員6名の指名がございました。本専門部会委員の名簿は、タブレット画面上の表示のとおりでございます。

それでは、本日ご出席いただいております委員の方々をご紹介させていただきます。 公益を代表する委員として、石崎委員。

【石﨑委員】 よろしくお願いいたします。

【瀬田労働環境対策室長】 野川委員。

【野川委員】 野川でございます。よろしくお願いいたします。

【瀬田労働環境対策室長】 関係船員を代表する委員として、住委員。

【住委員】 住でございます。よろしくお願いいたします。

【瀬田労働環境対策室長】 平岡委員。

【平岡委員】 平岡でございます。よろしくお願いいたします。

【瀬田労働環境対策室長】 関係使用者を代表する委員として、江口委員。

【江口委員】 江口でございます。よろしくお願いします。

【瀬田労働環境対策室長】 黒瀬委員。

【黒瀬委員】 黒瀬でございます。よろしくお願いします。

【瀬田労働環境対策室長】 以上でございます。

続きまして、海事局内航課及び事務局の船員政策課からの出席者をご紹介いたします。 海事局内航課専門官の上野でございます。

【上野旅客航路活性化推進専門官】 上野です。よろしくお願いします。

【瀬田労働環境対策室長】 船員政策課長の三輪田でございます。

【三輪田船員政策課長】 三輪田でございます。よろしくお願いいたします。

【瀬田労働環境対策室長】 課長補佐の有田でございます。

【有田船員政策課課長補佐】 有田です。お願いいたします。

【瀬田労働環境対策室長】 労働環境技術活用推進官の長岡でございます。

【長岡労働環境技術活用推進官】 長岡です。よろしくお願いいたします。

【瀬田労働環境対策室長】 本日の出席者につきましては以上でございます。

本日は、委員6名中6名のご出席となりますので、船員部会運営規則第13条において 準用する同規則第10条第1項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し 上げます。

それでは、議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。

まず、議題1「専門部会長の選任について」ですが、船員部会運営規則第12条第6項によりまして、本専門部会に属する交通政策審議会委員及び公益を代表する臨時委員のうちから選任することとされております。いかが取り計らいましょうか。

江口委員。

【江口委員】 専門部会長に野川委員を推薦いたします。

【瀬田労働環境対策室長】 ただいま野川委員を専門部会長にとのご推薦がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【瀬田労働環境対策室長】 それでは、野川委員に専門部会長をお願いすることといた しまして、今後の議事進行につきましては専門部会長にお願いしたいと存じます。

野川専門部会長、よろしくお願いいたします。

【野川部会長】 ただいま専門部会長に選任されました野川でございます。皆様のご協力をいただきまして、円滑に審議が進みますよう努めてまいりたいと存じますので、よろしくご協力をお願いいたします。

それでは早速、議事を進めてまいります。

議題の2「海上旅客運送業最低賃金を取り巻く状況について」でございますが、初めに、 この諮問の趣旨につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

【三輪田船員政策課長】 それでは、諮問の趣旨についてご説明申し上げます。

本年度、令和元年度につきましては、詳しくは後ほどご説明いたしますけれども、春闘におけます組織船員の賃金水準や消費者物価指数の動向なども勘案いたしまして、諮問を行うことといたしました。

このため、本専門部会におきましてご審議いただき、船員部会に審議結果をご報告いた だけますようお願い申し上げます。

【野川部会長】 ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、質問等ございますでしょうか。

よろしければ、次に移りたいと存じます。

関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する官報公示の結果につきまして、事務局より ご報告をお願いいたします。

【長岡労働環境技術活用推進官】 関係船員及び関係使用者の意見聴取につきましては、 最低賃金法第37条第3項において準用する同法第25条第5項の規定に基づきまして、 本年8月1日付の官報に公示し、意見の提出を求めました。

8月15日の期限までに意見の提出はございませんでしたので、ご報告申し上げます。 以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございました。

続きまして、資料3「国内旅客輸送業の概要」につきまして、海事局内航課からご説明 をお願いいたします。

【上野旅客航路活性化推進専門官】 「国内旅客輸送業の概要」について説明いたします。

旅客船事業の業種別の推移です。

旅客船事業は、2019年4月1日現在、972事業者、下の表でいいますと棒グラフでございます。あと1,806航路が経営されております。航路は線グラフでございます。一般旅客定期航路事業の事業者数は減少傾向、また航路数は横ばい傾向である一方、旅客不定期航路事業の事業者数及び航路数はともに増加傾向にあります。

旅客輸送実績です。

2017年度の旅客輸送実績は、輸送人員で8,820万人、下の表でいいますと棒グラ

フをご覧ください。一般旅客、旅客不定期ともに微増傾向でございます。輸送人キロ、下の表でいいますと線グラフでございますが、31億9,072万人キロ、対前年比で微減となっております。

自動車航送旅客船事業の業種別推移でございます。

2017年度の自動車航送実績は、台数で見ますと、下の表でいいますと棒グラフでございますが、トラック、乗用車それぞれ増加傾向でございます。台キロベースで見ましても、下の表で線グラフですが、トラック、乗用車それぞれ増加傾向にございます。

旅客航路事業の収支状況の推移です。旅客船事業全体の経営状況としましては、営業収入は2017年度は前年比で約160億円増加しております。また、営業損益、経常損益ともに5年連続で黒字、経常収支比率は104.1%でありました。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、内航課専門官は所用により、これにて退席されます。

それでは、次に移ります。

その他の資料につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

【長岡労働環境技術活用推進官】 それでは、船員政策課の長岡よりご説明をさせていただきます。

タブレット画面に表示されています資料4よりご説明をさせていただきます。

資料4でございますけれども、海上旅客運送業のうち、国土交通大臣が決定します最低 賃金適用対象事業者数、また、船舶数及び船員数の平成31年4月1日現在のデータをお 示ししてございます。

地方運輸局ごとにまとめたものです。一番下の計をご覧いただきたいと思うんですけれども、平成31年4月1日現在と前年を比較して見てみますと、事業者数は75でございまして、対前年と同数でございます。船舶数は125でございまして、2隻減少しているということ、船員数は3,788人ということで、8人増加してございます。また、船員数の内数ではございますけれども、組織船員数につきましては3,664人ということで、22人増加をしているということでございます。

次に資料5「海上旅客運送業船員賃金実態調査」でございます。

本調査でございますけれども、令和元年5月に支給された賃金の実態について、未組織船に乗り組む船員を対象に9隻、職員は69人、部員54人について調査、集計したものでございます。

上の表が職員のものでございまして、賃金が最も高かった者が年齢44歳、72万4, 500円、賃金が最も低かった者が25歳、24万6,000円、事務部職員については4 1歳でございまして、22万7,500円となってございます。

下の部員の表でございますけれども、賃金が最も高かった者が62歳、42万9,200 円、賃金が最も低かった者が、63歳で18万3,900円となってございました。

次に、資料6でございます。海上旅客運送業の最低賃金の改正状況を表にしたものでご ざいます。

海上旅客運送業の最低賃金でございますけれども、昭和49年に制定されておりまして、 当初は、一番左の列の「職員」と「部員」の2区分で分かれてございましたけれども、昭 和55年に、真ん中の「事務部職員」というものが追加されております。一番左側は、諮 問を行った年度をお示しさせていただいております。

例えば、平成18年に3つバーが並んでございますけれども、こちらは諮問をした年で はありますけれども、額の改定がなかった年でございまして、バーでお示しさせていただ いているというものでございます。

一番下、平成30年というのが、昨年度改定されました現行の最低賃金額になってございます。職員は24万5,350円、事務部職員が19万1,250円、部員が18万3,900円となっておりまして、平成29年に比べまして1,300円アップいう形になってございます。

次に資料7でございます。こちらも調査は関係労使合意のもとで、19の事業者を対象 に賃金実態を調査したものとなってございます。

本表の賃金につきましては、仮に船員未経験者の方で一番若くして乗船しまして、1カ月間フルに乗船した場合の最低賃金の対象となる、恒常的に必ず毎月支払われる賃金を計算したものでございます。表の右から3つ目の区分に「合計」とございますが、こちらが最低賃金と比較となる合計額となってございます。その右側の「最賃額との差」という欄がございますけれども、黄色でマークしているものが、19社のうち最も低い賃金額をお示ししてございます。

職員の表でございますけれども、S社が最も低くなってございまして、賃金額でいきま

すと24万4,449円、最低賃金との額が901円低いという形でお示ししている表でご ざいます。

次のページが、事務部職員の表になります。こちらは6社を比較した表になってございます。最も低い賃金はB社でありまして、賃金額の合計が19万4,210円、最低賃金額との差が、2,960円高いという状況になってございます。

次のページが部員の表になってございます。こちらも19社を比較したものとなってございます。最も低い賃金はR社でございまして、賃金の合計が18万7,381円、最低賃金額との差が、3,481円高い状況になってございます。

今見てもらいました職員の表で、最低賃金額より低い額が出ておりますけれども、こちらはあくまで協定賃金の額を仮定した形で算出しているものでございまして、実際に支払う場合につきましては、最低賃金額でお支払いいただくというものでございます。

続きまして資料8、こちらから最低賃金の改正に係る参考資料となってございます。

参考資料1ページ目でございます。「海上旅客運送業最低賃金決定状況」です。各地方運輸局長が決定する最低賃金の今現在の最低賃金額をお示ししてございます。

最も額の高いところですと、職員は関東と沖縄でございまして、24万5,350円、部員は関東でございまして、18万3,950円、大臣決定の最低賃金額より50円ほど高くなっているというところでございます。

次のページに移ります。こちらが「費目別、世帯人員別標準生計費」でございます。費目別に世帯人員単位での標準的にかかる平成31年4月現在の生計費を比較したものとなってございますので、参考にしていただければと思います。

次のページが、消費者物価指数の10大費目を比べたものでございます。こちらの表は 平成27年の物価指数を100といたしまして、各年ごと、平成30年については各月ご との推移をまとめているものでございます。

一番左の欄の「総合」の欄で見てまいりますと、27年以降、28年に若干ですけれども、減少が見られまして、29年と30年については100ポイントを上回る形で推移をしているということがわかるかと思っております。30年1月以降につきましても100ポイントを超える水準で推移をしているところが見てとれるかと思います。

次のページでございます。陸上労働者の関係の最低賃金でございます。

船員の最低賃金は地域別最低賃金ではなくて、特定最低賃金に該当するものでございます。陸上労働者の特定最低賃金というのは1の表中の(2)の産業別最低賃金となってい

るところが該当するところでございます。決定件数で見ますと229件、適用労働者数を 見ますと289万200人となってございます。

次のページが「地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額」をお示ししてございます。 平成30年度の地域別最低賃金の加重平均額は874円となってございまして、29年 との比較では26円アップ、アップ率は3.07%になります。その下の段の産業別最低賃 金の部分になりますけれども、こちらが加重平均が887円、対前年で19円アップ、アップ率が2.19%となってございます。

次の6ページは、「地域別最低賃金額改定の目安の推移」となってございます。

地域別最低賃金は都道府県ごとに定められておりますけれども、まず中央で目安額を示すこととなってございます。本年も7月31日に目安額の答申が出されておりますので、一番下の欄でご紹介をさせていただきます。令和元年度の引き上げ額の改正の目安はAランクが28円、Bランクが27円、Cランクが26円、Dランクが26円、こちらのアップ額を加重平均しますと、27円のアップ額、アップ率でお示ししますと3.09%となってございます。

次のページに「地域別最低賃金額一覧」をご用意しております。

右側の30年度の最低賃金額で見てまいりますと、最も高いところは東京で985円、 逆に最も低い最低賃金額のところが、D欄で下から2番目の鹿児島、こちらが761円と なっておりまして、この最低賃金額の最も高いところと最も低いところの差は224円と なってざいます。

次のページが「給与勧告の実施状況等」ということで、人事院勧告の状況をあらわして ございます。こちらを見ますと平成26年以降ベアが続いてございまして、今年度は8月 7日にありまして、ベア率は0.09ということになってございます。

資料の説明は以上でございます。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

【野川部会長】 ありがとうございました。

それではただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。 住委員。

【住委員】 まず資料4ですね。最低賃金の適用事業者数の資料ですけれども、上から 3つ目、関東運輸局で新しい事業者数が1社増加していると。しかし、船舶数は変わらないまま、船員数が約20名増加していると、これはどういう会社が増えたのか、わかれば 教えていただきたいと思います。これが1点目、あと2点お願いします。

次、2点目ですけれども、資料5の職員のところです。一番上の賃金が最も高かった者、44歳で本給が27万5,000円、しかし、トータルでは72万4,500円という形で、約45万ほど差がありますけれども、これは恒常的にこの約45万の手当が支払われていると思うんですけれども、時間外手当等々入らない中で、恒常的に45万円も何を支払っているのかなというのがわかれば教えていただきたいと思います。

それから最後3点目、資料7、先ほどご報告がありましたけど、最賃を下回っているS 社のところです。こちらは最賃を下回っていますけれども、実質的に支払うときはこの最 賃を下回った部分はちゃんと手当として支払っていただくという報告がありましたけれど も、その確認がとれているのかどうか、そこの再確認をお願いしたいと思います。

この3点をすいません、お願いします。

【野川部会長】 では、よろしくお願いします。

【長岡労働環境技術活用推進官】 1点目の関東運輸局の事業者数の増加に伴い、船舶の数等に変化もなくて船員が増えていることについてということです。こちらはすいません、お調べした上でわかり次第ご報告をさせていただきたいと思っております。

あと資料5の最も高かった者の本給と最低賃金対象金額との差の部分の内訳をということだと思いますけれども、こちらについてもお調べしましてご報告をさせていただきたいと思います。

資料7のS社の最低賃金に達していない部分についての確認ですけれども、現状はそのように協約を結んでいると聞いておりますけれども、ちょっと詳細な確認を運輸局等を通じまして確認をした上でご報告をさせていただきたいと思います。

【野川部会長】 最後の点、3点目ですけど、調査をしてみますと最賃に至らない額を払っている業者が出ることがあります。最賃を払っていないのであれば、それは違法行為をしているので指導が必要ではないかというご指摘が出るんですが、確かにそれはそうなんですが、行政作用の中でも幾らの賃金を払っているかということを確認するのは調査行政でございまして、監督行政の機能ではございませんので、調査をして1つの事実としてこれを確認するということになります。

もちろん監督行政として別途臨検したり、事実を確認してこういった状況が確認できれば、それは当然指導し、助言し、あるいは取り締まるということになりますので、その意味ではまずはやはり具体的な事実をはっきり示していただくという趣旨で、このような調査をしているということでございます。

ただ、このように黄色の字で、これはまずいんじゃないのということが明らかになって おりますので、これが明らかになった後は、必ず最賃を払うように指導は当然されるとい うことになるであろうと思います。

こういった事実が明らかになってからも、もしも平然と最賃以下で払っていれば、これは最賃法違反で、場合によっては、最賃法は刑事法ですので、最終的には検挙されるということにもなりますので、そういったことでご理解をいただければと思います。

今のご説明につきましては、あと、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、次に議題の3「海上旅客運送業最低賃金の改正について」の検討に入りたいと存じます。

ただいま、るるなされました説明を踏まえまして、本年度、令和元年度の最低賃金の改 正について、ご意見を伺いたいと思います。労使それぞれよろしくお願いいたします。

平岡委員。

【平岡委員】 全日本海員組合、平岡でございます。

毎回この場で申し上げているんですけれども、この海上旅客船最低賃金につきましては 旅客船業界における最低の水準であると思っております。業界を取り巻く一つの基準であ るということでございますので、この辺については極めて重要だと思っております。

また、旅客船においても内航と同様に、最近では船員不足があらわれてきているということでございます。そういう状況にあって陸上諸産業が労働力不足となっている中で、いかに優秀な若者を海のほうに呼び込むかということについて、陸上との競争は避けては通れないというような状況であります。船員という職業ですけれども、海上労働という特殊性を考慮すれば、陸上よりもその改善が求められるところであります。

ちなみに、陸上の最低賃金でございますけれども、先ほど資料の中で報告がありましたように、既に3%引き上げの全国平均で27円、昨年よりも1円アップということで決着をされております。また、陸上諸産業におきましてもベアが実施されていることや、海員春闘におきましても、昨年同様一定水準のベアが実施されているということでございます。また、消費者物価指数の上昇傾向、その辺のところを勘案すれば最低賃金の改善は必要であると考えているということでございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか、使用者側、いかがですか。 江口委員。

【江口委員】 毎年お話ししておりますけれども、日本旅客船協会がアンケート調査を

行っております。 2019年度の一般旅客定期航路事業の経営状況等、実態調査の結果について少しお話をさせていただきたいと思います。

アンケートの対象となりますのは、協会の正会員たる一般旅客定期航路事業者342社でした。実施時期は平成31年4月でございます。回答の会員数は221社、回答率が64%でございました。

その結果、黒字会社の比率は減少しております。前年度は42%でしたけれども、40%。 これは3年間にしますと46%、42%、40%と黒字の比率はどんどん減少しているという実態がございます。前年に比べてよくなったとする会社はこれまた減少しておりまして、25%から23%、悪化したとする会社が増加しておりまして、38%から47%。

先ほどの資料の中に収支比率105. 何%というふうなことがございましたけれども、確かに一般旅客定期航路事業者の中でもうかっている会社もあるけれども、こういうふうに赤字経営の会社もたくさんありますよということを踏まえて、今回も最賃の審議に臨みたいということで、よろしくお願いいたします。

【野川部会長】 ほかにいかがでしょうか。

住委員。

【住委員】 先ほど使用者側委員からやはり厳しい会社もある中で、この最賃部会もきっちりどういうふうにやっていくかということをお話ししていかなければいけないという話もありましたけれども、先ほどいただいた資料の中で、5年連続黒字化、経常収支比率は上がっているという状況、全国的に賃金水準もかなり上がっている状況等々踏まえれば、この最低賃金、全国的な船員の旅客事業で働く船員の賃金水準を決める場ですから、ここは当然引き上げ、改善の必要性はあると考えています。

特に陸上と完全に比較するわけにいきませんけれども、人を呼び込むためには陸上との 競合は切っては切れない問題でありまして、この陸上、20年間の最低賃金がどれだけ上 がったかというのを単純に考えるだけでも、例えば陸上の平成10年度、今から20年前 の最賃の平均が649円、約650円、既に31年は27円上がるという状況の中で、も う890円にいこうかとしている状況です。

これを単純にこの20年間で230円なり何なりという金額が上がっていて、これを1日8時間として月の労働20日間で考えてみても、約3万円以上は上がっている状況。それが船員については平成10年からこれまでの改善で7,300円しか上がっていないという状況で大きな差が生まれている実態があります。

とはいえ、その状況も毎年毎年最低賃金の専門部会の中で話しながら労使で合意したり、 この扱いについて論議してきているわけですから、今年まずはこの最低賃金の引き上げと いうところについて、できるだけ多くの認識を図った上でどうしていくかという論議を行 いたいと思っています。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

もしここで特にご発言がなければ、そろそろ双方の意見についての歩み寄りを進めてまいりたいと存じますますので、一旦、この場をクローズいたしまして、労使委員の間で率直なお話をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、あまり時間はとれませんので、20分程度を目安にお願いしたいと存じます。 それでは、別室が用意されておりますので、お願いいたします。

(中断)

【野川部会長】 お疲れさまでした。

それでは、話し合いの結果につきまして、どちらからでも結構ですので、ご報告をお願いいたします。

平岡委員。

【平岡委員】 お時間をいただき、ありがとうございます。

労使のほうで今年の最低賃金、どうあるべきかということで、けんけんがくがくと話は したわけですけれども、この場で使用者側のほうからお話があったように、今の状況、極 めて厳しいというような話、それでも我々としては必要性があるだろうということで論議 を交わすわけですけれども、やはり使用者側には使用者側の主張があり、こちらはこちら の主張があるということで、なかなか詰まらないというのが実情です。

ただ、最低賃金の改善については否定はしないんだけれども、やはりその水準がどうあるべきかというところで、なかなか詰まらないというのが実情でございます。ただ、いずれにいたしましても今後それについては持ち帰り、どうするのか、その辺も引き続き検討しながら、次回に臨みたいと思っております。

【野川部会長】 ありがとうございます。その整理でよろしいですか、わかりました。 ありがとうございました。

それでは、長時間にわたり特に労使双方で直接にご意見を交わしていただきましたけれ ども、必ずしも今日のところは一致した見解に至らなかったということで、さらに話し合 いをして、よい結論を得られるように努めていただくということがよろしいかと存じます。 今後、労使双方でまた次回、この専門部会を設置いたしますけれども、その間にもぜひ 率直に話し合いを詰めていただいて、次回の専門部会には合意が得られるように、ご尽力 をいただきたいと存じますので、それを前提に再度専門部会を開催して、結論を得ること としたいと存じますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。それでは、これで本日の予定された議事は終了いたしましたが、事務局より何かございますでしょうか。

【長岡労働環境技術活用推進官】 先ほどご質問のあった点について調べてまいりましたので、今、お答えできる範囲でお答えさせていただきます。

1つ目は関東運輸局の会社の増と船舶の同数について、あと船員が増えていることについての何か背景がわかればということでございました。1つは船舶を所有しない会社が1社増えていらっしゃいました。そこはどういう経営の判断があってそういう会社ができたのかまでは、現時点ではわかりません。ただ、こちらについてはあの表にもありましたように、組織船員数も増加されていますし、新しい協約を結ばれた会社ができたと認識してございます。

船員数の増減については1社の増とは全く無関係で、個別の個社のそれぞれの船員数の 増加が積み上がって増えているようでございます。特段数字を見たところで何か特別な事 情をもって船員が増えているということではないものと思います。

もう1つ、最も高かった者の内訳でございまして、こちらは端数までは申し上げられませんが、家族手当と職務手当とその他の手当で本給以外の給与が支払われておりました。 家族手当は1万円を割る金額でございましたので、通常の家族手当の一般的な金額ではないかと思います。あと職務手当とその他の手当のほうで20万円程度の金額が計上されてございましたので、この辺が本給以外の給与の部分で大きく作用しているのではないかと思います。

あと1点、額割れの最低賃金というのは、こちら確認はしてございますけれども、先ほど部会長からもおっしゃられたように、もし実態と異なるようなことがあれば、それなりの対処をさせていただくことになるかと思っております。一応は調査上は支払うと聞いておりますので、現状はその事実関係をもって取り扱いたいと思っております。

【野川部会長】 ありがとうございます。ほかによろしいですか、じゃあ事務局にお返

ししてよろしいでしょうか。

【瀬田労働環境対策室長】 それでは、次回の専門部会の日程でございますが、9月1 1日水曜日の13時30分から、場所は本日と同じ第5会議室を予定しておりますので、 よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

【野川部会長】 それでは、海上旅客運送業最低賃金専門部会をこれで閉会といたします。本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

— 了 —